

加古川市水洗化等改造資金融資あっせん制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の処理区域内において、くみ取り便所的水洗化等の改造工事をしようとする者に対して水洗化等改造資金の融資あっせん（以下「融資あっせん」という。）を行うことにより、水洗化等の促進を図り、もって公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 加古川市下水道条例（昭和42年条例第21号。以下「下水道条例」という。）第3条第9号及び加古川市農業集落排水処理施設条例（平成13年条例第5号。以下「農業集落排水処理施設条例」という。）第3条第4号に規定する区域をいう。
- (2) 排水設備 下水道条例第3条第3号又は農業集落排水処理施設条例第5条本文に規定する排水設備をいう。
- (3) 水洗便所 排水管が公共下水道又は農業集落排水処理施設に連結された水洗便所をいう。
- (4) 改造工事 くみ取り便所を水洗便所に改造する工事又は浄化槽を廃止して公共下水道若しくは農業集落排水処理施設に接続する工事（これらの工事に伴う排水設備を設置し、又は改造する工事を含む。）をいう。
- (5) 水洗化等改造資金 前号の改造工事に要する資金をいう。
- (6) 融資機関 水洗化等改造資金の融資業務を行わせるために協定した金融機関をいう。

(融資あっせんの対象)

第3条 融資あっせんの対象は、前条第4号の改造工事をを行うもので、次の各号に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 自己資金のみでは、水洗化等改造資金を一時に負担することが困難な者
- (2) 処理区域内における建築物の所有者又は改造工事をを行うことについて所有者の同意を得た者
- (3) 市内に住所を有するもので、独立の生計を営み、かつ、償還能力を有する者
- (4) 市税、加古川市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第33号）第8条第1項に規定する負担金及び加古川市農業集落排水処理施設整備事業分担金徴収条例（平成13年条例第6号）第4条第1項に規定する分担金を滞納していない者
- (5) 融資機関が指定する保証機関等の信用保証を受けられる者

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体及びこれに準ずる公団、公社又は法人には、融資あっせんを行わない。

(融資あっせんの額)

第4条 融資あっせんの額は、次の各号に定める額で上下水道事業管理者（以下「管理者」

という)が査定した額とする。

(1) くみ取り便所の改造工事を行う場合は、1件について100万円以内とする。ただし、くみ取り便所が2箇所以上ある場合は、便槽1箇所増すごとに30万円ずつ加算する。この場合は、1件について150万円以内とする。

(2) 浄化槽の改造工事を行う場合は、当該浄化槽の人槽により次に定める額とする。

ア 10人槽以下	50万円以内
イ 11人槽以上50人槽以下	100万円以内
ウ 51人槽以上	150万円以内

2 前項の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(融資あっせんの条件)

第5条 融資あっせんの条件は、各号に定めるとおりとする。

(1) 融資期間 融資を受けた日の属する月の翌月から60月以内とする。

(2) 融資利率 上下水道局と金融機関との間で定めた利率とする。

(3) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から元利均等月賦返済とし、口座振替により償還するものとする。ただし、約定弁済日前においても繰上げ償還することができる。

(4) 遅延利子 融資機関に対する債務を履行しなかった場合の遅延利子は、融資を受けた者の負担とする。

(融資あっせんの申請)

第6条 融資あっせんを受けようとする者は水洗化等改造資金融資あっせん申請書(様式第1号)に管理者が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受理したときは、融資あっせんの適否及びあっせん予定額を決定し、水洗化等改造資金融資あっせん承認(不承認)通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、水洗化等改造資金融資あっせん承認通知書(様式第3号)により融資機関に通知するものとする。

(融資の申込み)

第7条 前条第2項に規定する水洗化等改造資金融資あっせん承認通知書を受けた者は、速やかに当該通知書に融資機関が必要とする書類を添えて、融資の申込み手続きを融資機関にしなければならない。

(融資の可否通知等)

第8条 融資機関は、前条の規定による融資の申込みを受けたときは、速やかに融資の可否を決定し、その結果を融資申込者に通知するとともに、水洗化等改造資金融資可否報告書(様式第4号)により管理者に報告するものとする。

(工事の施工)

第9条 前条の規定により融資機関の融資が可能になった者(以下「融資予定者」という。)は速やかに改造工事に着手しなければならない。

(融資あっせんの決定)

第10条 管理者は、融資予定者が加古川市下水道条例施行規程(平成27年上下水道事業

管理規程第3号)第11条第1項又は加古川市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成27年上下水道事業管理規程第4号)第4条第1項に規定する工事着手届を提出したときは、速やかに融資あっせんを決定し、水洗化等改造資金融資あっせん決定通知書(様式第5号)により融資予定者に通知するものとする。

(融資の依頼)

第11条 管理者は、前条の規定により融資あっせんの決定をしたときは、水洗化等改造資金融資実行依頼書(様式第6号)により、融資予定者の希望する融資機関に融資を依頼するものとする。

(融資の契約)

第12条 第10条に規定する融資あっせん決定通知書を受けた者は、速やかに当該決定通知書に融資機関が必要とする書類を添えて、融資契約の手続きを融資機関にしなければならない。

(融資の実行)

第13条 融資機関は、第11条の規定による融資の依頼があったときは、特別の理由がない限り、この要綱に定める条件及び別に定める協定に基づき融資を行うものとする。

2 融資機関は、融資の実行をしたときは、水洗化等改造資金融資実行報告書(様式第7号)により管理者に報告するものとする。

(融資あっせんの取消し等)

第14条 管理者は、融資あっせんの決定を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、融資あっせんを取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により融資あっせんを受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が融資あっせんの取消しを必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の規定により融資あっせんを取り消したときは、当該融資あっせんを受けた者に対し、水洗化等改造資金融資あっせん取消通知書(様式第8号)により通知するとともに、融資機関にその旨を通知するものとする。

(預託)

第15条 管理者は、融資あっせんを行うために融資機関に対し必要と認める資金を預託することができるものとする。

2 前項の預託について必要な事項は、融資機関と協議のうえ別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に廃止前の加古川市水洗化等改造資金融資あっせん制度要綱の

規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定により作成され、現に残存する様式については、当分の間、適宜修正の上、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。